

# 農業生産法人設立支援金について

秩父別町の農業者が農業生産法人を設立し、優良な農業経営を行えるよう、活動に必要な資金を貸付します。

## ◆対象者

・秩父別町に在住する3戸以上の農業者で法人を設立し、設立した翌年度から2年度以内に認定農業者になることが確約できる法人。

## ◆貸付額

- ・3戸又は4戸の農業者による法人 200万円（無利息）
- ・5戸以上の農業者による法人 300万円（無利息）

## ◆貸付金の償還

・貸付を受けた翌年度から10年以内

## ◆必要書類

- ・申請書、誓約書（様式は役場産業課にあります）
- ・法人の登記簿謄本
- ・借用証書
- ・印鑑証明書（債務者となる法人または連帯保証人）
- ・法人の構成員全員の所得証明書
- ・連帯保証人の所得証明書

## ◆貸付金の猶予等

- ・法人が現に営農活動を行い、翌年度以降も引き続き営農を行うことが確実な場合で町長が認めたときは、当該年度の貸付金の償還を猶予します。
- ・その他、一定期間営農活動が継続され、町長が認めた場合は貸付金の債務を免除します。



## ○枝の処分方法

剪定した枝の処分方法は、太さ・長さによって変わります。この表を参考に大きさをそろえ、処分してください。

	太さ	長さ
燃えるごみ袋	3 cm 未満	80cm 未満
燃えないごみ袋	3 cm 以上 1.5m 以下	80cm 以上 1.5m 以下
深川市衛生センターへ直接搬入	1.5m 以下	1.5m 以下



# ステーション

ごみ一口メモ

## ○不法投棄はやめて！

不法投棄は犯罪です。しないのはもちろん、されないよう対策を行きましょう。

### 不法投棄されない対策

- 自分の土地にはこまめに足を運び、管理を徹底する
- 柵を設置するなど、侵入を防止する
- 草を刈る など

### 所有地に不法投棄されたら

犯人が見つからない場合は、その土地の所有者（管理者）が処分しなくてはなりません。日頃から不法投棄されないよう対策が必要です。

### 不法投棄現場を目撃したら

役場又は警察に通報してください。なお、危険を伴う可能性もありますので、直接注意しないでください。

通報内容 ①通報者の氏名、住所、電話番号 ②投棄されている物 ③場所

④いつからあるか ⑤量 ⑥犯人の特徴（性別、年齢、車のナンバー など）

お問い合わせ 役場住民課総合窓口グループ 電話 33-2111 (内線43)

## 家族経営協定を結びませんか？

『**家族経営協定**』とは、農業経営家族の経営方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどを家族間で話し合いにより決める「ルールブック」のようなものです。

### ○家族経営協定を結ぶことによる効果

- ①家族共通の目標設定と役割分担の明確化
- ②家族の労働時間と労働報酬、農休日などの就業条件の明確化
- ③後継者・配偶者の生活条件改善による「働く意欲の増加と責任感の醸成」
- ④家族内のコミュニケーション向上

### ○制度上のメリットは…

#### ①認定農業者制度で「共同認定者」が可能

配偶者や後継者が実質的に共同経営をしている場合、認定農業者の「夫婦共同申請」や「親子共同申請」を行うことができます。

#### ②農業者年金の「政策支援加入」が可能

締結をした配偶者や後継者は、国が農業者年金保険料を助成する「政策支援加入」が受けられます。

注) ただし、加入するには様々な条件が必要です。



#### ③「制度資金の融資」が可能

締結した配偶者・後継者名で「農業近代化資金」、「スーパーL資金」の融資を受けられる仕組みがあります。

#### ④農地あっせんで「農地の権利取得」が可能

共同経営を明確にした場合、農地のあっせんを受ける時に配偶者・後継者名義で、「農地の権利取得」ができます。

#### ⑤「青年就農給付金（開始型）」の受給が可能

原則45歳未満の新規参入農業者（独立・自営就農も可）が、家族経営協定を締結し、夫婦が共同経営者であることを規定されている場合、夫婦合わせて1.5人分の青年就農給付金を国の予算の範囲内で受給することができます。

注) ただし、「人・農地プラン」で地域の中心となる経営体としての位置づけや、農地・農機具等の経営資産を夫婦で共有しているなどの条件が必要です。

### ○家族経営協定を結ぶには

家族経営協定を締結するには様々な設定条項がありますので、締結前に農業委員会事務局までお越しくください。

## 農業者年金受給者現況届が送付されております

農業者年金を受給されている方は、5月中に農業者年金基金から現況届の書類が送られております。

現況届には、**受給されている方の氏名・生年月日・住所（番地で記入してください）**を記入のうえ、**6月28日（金）までに農業委員会事務局へ提出**してください。

**提出がない場合は、農業者年金の支払いが止められる**こともあります。

用紙を無くされた方は、農業委員会事務局へお問い合わせください。

◎農地に関することや農業者年金のお問い合わせ ◎  
農業委員会事務局 電話 33-2111（内線63番）

農委だより

発行

秩父別町農業委員会

2013

6月号



5 / 1

春の水天宮祭が土地改良区庁舎で行われ、土地改良区の役職員や来賓ら約30名が出席されました。黒田宮司の祝詞奏上に続き、代表者らによる玉串奉てんが行われ、今年の豊作を祈願しました。

広報に掲載した写真をご希望の方、広報に関するご意見ご要望は、総務課総務グループ（広報担当）までご連絡願います。  
※写真は電子メール送信による提供も可能です  
・電話 33-2111（内線32番）  
・メール kouhou@chippubetsu.jp



5 / 10

小学校で全校児童を対象に遠足が行われ、1年生がスポーツ公園、2年生がこども冒険の森、3年生以上は町外の目的地を目指し、寒さに負けず元気良く小学校から出発しました。



5 / 7

5月6日（月）に町内交通死亡事故ゼロ1000日を達成しました。これにあわせて達成の翌日、町・交通安全協会・町内各団体が「交通死亡事故ゼロ」を更に継続させるため、役場前交差点付近で街頭啓発を行いました。



5 / 14

5月9日に「特宣隊」として町から任命された中学校2年生18名が、宿泊研修で小樽を訪れ、「町への愛着をさらに深めよう」と、小樽運河プラザでトマトジュース「あかずきんちゃん」などの町特産品の販売実習を行いました。



5 / 12

札幌市とその近郊の秩父別町出身者でつくる札幌秩父別会の第52回総会が、札幌市で開かれ約100名が参加されました。懇親会では故郷を懐かしみながら親交を深め、さまざまな余興で会場は大いに盛り上がりました。



開基119年開町記念式典が秩父神社境内の開村記念碑前でわれ、名誉町民や町政功労者ら60人が出席され先人の苦労を偲びました。式典では黒田宮司が祝詞を奏上し、参加者が町の平安を祈願してそれぞれ玉串を捧げました。



秩父神社本殿で敬老祭が行われ、町内各団体の来賓、町内に住む75歳以上の方々約65名が集まりました。参加者は、開拓の先祖を偲びながら健康で長生きを祈願しました。



こども冒険の森とスポーツ公園で、「ニトリ北海道応援基金」を活用した桜の植樹が行われました。当日は、ちっぴっ子子ども達と建設業協会の会員約40名が参加し、「きれいな花を咲かせてほしい」と桜の苗木30本を植えました。



首都圏に住む秩父別町出身者でつくる東京秩父別会の総会が都内で開かれ、約60名が参加されました。総会では役員改選が行われ、3期6年間に亘り会長を務められた赤松淳次氏に代わって、大西倫利氏が新会長に選出されました。



建設業協会(会長北垣威史さん)から町に、イベントや災害時などに役立ててほしいと、特大サイズの鍋2台が寄贈されました。1台で約160食分の調理が可能で、神数町長は「色々な場面で有効に活用させていただきます」と話されていました。



得能修さんが耕作する水田で、「なつみの里」の利用者が田植えを体験しました。参加された10名の利用者は、田植え機の運転や苗の積み込み作業などを「田舎の親戚」メンバーに教えてもらいながら挑戦していました。